

第七十三号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「施設又は」を「施設若しくは」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

名称	位置
江戸川区一之江駅西口駐輪場	江戸川区一之江七丁目三六番先
江戸川区一之江駅北口駐輪場	江戸川区一之江三丁目五番一号
江戸川区一之江駅東口駐輪場	江戸川区一之江八丁目一四番一号先
江戸川区東大島駅駐輪場	江戸川区小松川一丁目五番二号先
江戸川区平井駅南口駐輪場	江戸川区平井三丁目三〇番一号
江戸川区平井駅北口駐輪場	江戸川区平井五丁目一八番八号先
江戸川区平井駅西駐輪場	江戸川区平井五丁目一五番先
江戸川区平井駅東駐輪場	江戸川区平井五丁目二三番先
江戸川区船堀駅中央駐輪場	江戸川区船堀四丁目一番二一号
江戸川区船堀駅東一号駐輪場	江戸川区船堀四丁目七番四号

第73号議案

江戸川区小岩駅西三号駐輪場	江戸川区小岩駅西二号駐輪場	江戸川区小岩駅西一号駐輪場	江戸川区小岩駅東駐輪場	江戸川区葛西臨海公園駅西駐輪場	江戸川区葛西臨海公園駅東駐輪場	江戸川区西葛西駅西駐輪場	江戸川区西葛西駅東二号駐輪場	江戸川区西葛西駅東駐輪場	江戸川区西葛西駅北口駐輪場	江戸川区西葛西駅南口駐輪場	江戸川区葛西駅西口駐輪場	江戸川区葛西駅東二号駐輪場	江戸川区葛西駅東口駐輪場	江戸川区船堀駅西二号駐輪場	江戸川区船堀駅西一号駐輪場	江戸川区船堀駅東二号駐輪場
江戸川区南小岩六丁目一六番一号	江戸川区南小岩六丁目一六番八号	江戸川区南小岩六丁目一七番六号	江戸川区南小岩八丁目一六番九号	江戸川区臨海町六丁目三番三号	江戸川区臨海町六丁目三番六号	江戸川区西葛西六丁目二番一三号	江戸川区西葛西六丁目二番八号	江戸川区西葛西六丁目二番八号	江戸川区西葛西五丁目六番一号先	江戸川区西葛西六丁目一五番一号先	江戸川区中葛西五丁目四三番一五号先	江戸川区東葛西六丁目一九番一号	江戸川区東葛西六丁目三番二〇号先	江戸川区船堀二丁目一五番一六号	江戸川区船堀二丁目二三番八号	江戸川区船堀四丁目六番一九号

江戸川区京成小岩駅東駐輪場	江戸川区北小岩五丁目二番先
江戸川区京成小岩駅南駐輪場	江戸川区北小岩二丁目八番先
江戸川区京成小岩駅北駐輪場	江戸川区北小岩六丁目一番先
江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場	江戸川区北小岩六丁目三二番三号
江戸川区瑞江駅南口駐輪場	江戸川区瑞江二丁目二番一号先
江戸川区瑞江駅北駐輪場	江戸川区瑞江二丁目一三番一号
江戸川区瑞江駅東一号駐輪場	江戸川区瑞江二丁目三番六号
江戸川区瑞江駅東二号駐輪場	江戸川区瑞江二丁目四番九号
江戸川区瑞江駅東三号駐輪場	江戸川区瑞江二丁目五番一、二号
江戸川区瑞江駅東四号駐輪場	江戸川区南篠崎町三丁目六番七号
江戸川区篠崎駅東駐輪場	江戸川区篠崎町二丁目一五番二号
江戸川区篠崎駅西口駐輪場	江戸川区篠崎町七丁目二〇番一九号

付 則

( 施行期日等 )

1 この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。ただし、別表第一の改、

正規定（江戸川区京成小岩駅東駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅北駐輪場の項及び江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場の項に

係る部分に限る。〕は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日以後の定期使用に係る申請その他使用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

3 江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正（江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十四年七月江戸川区条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一江戸川区小岩駅西三号駐輪場の項の次に次のように加える改正規定を削る。

付則第一項を次のように改める。

この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。

付則第二項を削る。

（説明）

住居表示の実施に伴い、江戸川区篠崎駅東駐輪場の位置を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。